

社会福祉法人松浦市社会福祉協議会
役員等及び評議員の報酬支給規程

(目的)

第1条 社会福祉法人松浦市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員、各委員（以下「役員等」という。）及び評議員の報酬支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の基準額)

第2条 役員等及び評議員の報酬額は、下記のとおりとする。

会 長	月額	125,000円
副会長	月額	10,000円
理 事	日額	5,000円
監 事	日額	5,000円
評議員	日額	5,000円
各委員等	日額	5,000円

- 2 会長は月額報酬制とし、開催会議毎の日額による報酬は、これを支給しない。
- 3 副会長は月額報酬制とし、開催会議毎の日額による報酬は、これを支給する。
- 4 公務員または社会福祉協議会職員が役員等を兼ねた場合は、これを支給しない。
- 5 交通費等の費用弁償については、これを支給しない。
- 6 支給方法は、原則として現金とする。ただし、双方が同意した場合においては口座振込にて支給することができる。
- 7 支給額については、法律上控除すべき額を除いて支給するものとする。
- 8 役員等及び評議員の出張等については、本会の旅費支給規程を適用する。

(改廃)

第3条 この規程を、改廃する場合には、評議員会の決議によるものとする。

附 則

この規程は、平成29年 4月1日から施行する。